

資料 3 5 - 1

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可
について

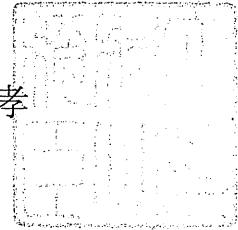
(諮問第 1 1 0 0 号)



諮問第1100号
平成26年4月25日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

ビー・カーゴワークス株式会社（代表取締役 波田 雅文）外2者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請が、佐川急便株式会社（代表取締役 荒木 秀夫）から、同法第33条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、別添のとおり事業計画の変更の認可申請があった。それらの概要は別紙1のとおりである。

許可申請について審査した結果は、別添の審査結果（概要は別紙2-1）のとおりであり、いずれも同法第31条各号の規定に適合しており、かつ、同法第33条において準用する同法第8条各号の欠格事由に該当しないと認められる。また、変更の認可申請について審査した結果は、別添の審査結果（概要は別紙2-2）のとおりであり、同法第31条各号の規定に適合していると認められる。

よって、許可申請については同法第29条の規定に基づく許可をすることとし、変更の認可申請については同法第33条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第37条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

平成26年4月25日

総 務 省

1 申請者及び提供サービスの概要

(1) 事業の許可申請(次の3者から許可申請)

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (24年度売上高)	提供 サービス			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 ビー・カーゴワークス(株) (千葉県市川市)	500 万円	貨物運送業 (7億3,694万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)	【1号役務】 ITサービス会社の本社、事業 所等を巡回する役務を見込んで いる。	平成26年 5月1日
2 (株)日立ICT ビジネスサービス (神奈川県横浜市)	1億円	情報処理サービス業 (100億9,166万円)	○			【1号役務】 東京都、神奈川県	【1号役務】 総合電機メーカー等の事業所 間等を巡回する役務を見込んで いる。	平成26年 6月1日
3 きんしん総合 サービス(株) (石川県金沢市)	3,000 万円	貨物運送業 (1億9,358万円)	○			【1号役務】 石川県	【1号役務】 金融機関の本社、支社等を巡 回する役務を見込んでいる。	平成26年 10月1日

(2) 事業計画の変更の認可申請(次の1者から認可申請)

	申請者名 (本社所在地)	資本金	主な事業 (24年度売上高)	変更概要	変更 予定日
4	佐川急便(株) (京都府京都市) 【平成21年3月3日許可・ 1号及び3号役務】	112億7,500 万円	貨物運送業 (7,758億4,800万円)	【3号役務における引受けの方法等の追加】 3号役務による電報類似サービスの追加に伴う引 受けの方法の追加	平成26年 6月21日

2 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

○ 事業の許可申請

	申請者名	利用見込通数/月	単価	信書便事業見込収入(年間) (万円)
1	ビー・カーゴワークス(株)			
2	(株)日立ICTビジネスサービス			
3	きんしん総合サービス(株)			

2 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

○ 事業の許可申請

(単位:万円)

	申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便 事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引後) (注2)	備 考																		
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他				租税 公課																	
1	ビー・カーゴ ワークス(株)	初 (1ヶ月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-																		
		翌																											
2	(株)日立ICT ビジネスサービス	初 (10ヶ月)										-	-	-	-	-	-	-	-	-									
		翌																											
3	きんしん総合 サービス(株)	初 (6ヶ月)																			-	-	-	-	-	-	-	-	-
		翌																											

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額(税引き前)。

下欄は、信書便事業営業利益率(信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入)を表している。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益(税引き後)を表している。

本資料は委員限り

3 資金計画（委員限り）

○ 事業の許可申請

（単位：万円）

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	ビー・カーゴワークス(株)			
2	(株)日立ICTビジネスサービス			
3	きんしん総合サービス(株)			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

本資料は委員限り

4 引受け及び配達の方法

(1) 事業の許可申請

申請者名		引受けの方法			配達の方法
		通信文等を同社営業所で引受け(電話等)	巡回先又は定期集配先で引受け	利用者の指定場所又は同社営業所で引受け	
1	ビー・カーゴワークス(株)		1号役務		差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
2	(株)日立ICTビジネスサービス		1号役務		
3	きんしん総合サービス(株)		1号役務		

(2) 事業計画の変更の認可申請

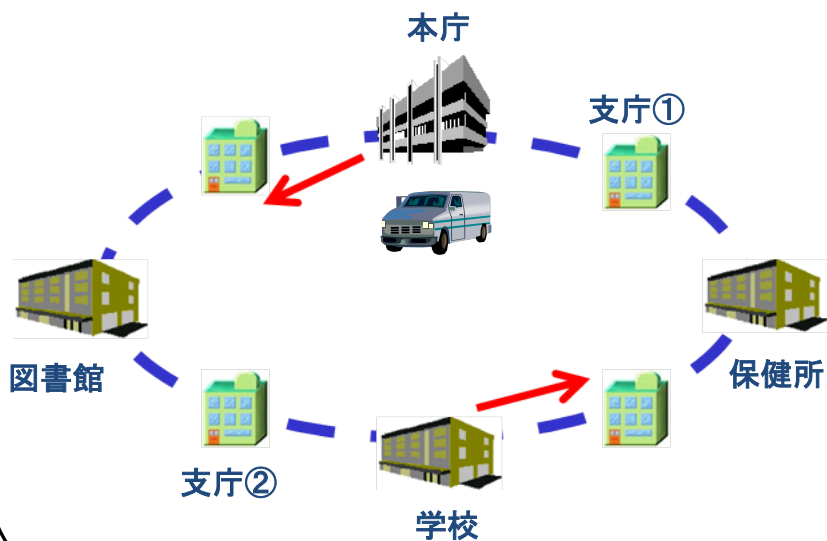
申請者名		引受けの方法			配達の方法
		通信文等を同社営業所で引受け(電話等)	巡回先又は定期集配先で引受け	利用者の指定場所又は同社営業所で引受け	
4	佐川急便(株)	<u>3号役務</u>	1号役務	1号役務・3号役務	差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達

注: 下線の箇所は、今回の変更認可申請により新たに追加される部分。

【参考】提供サービスの概要①

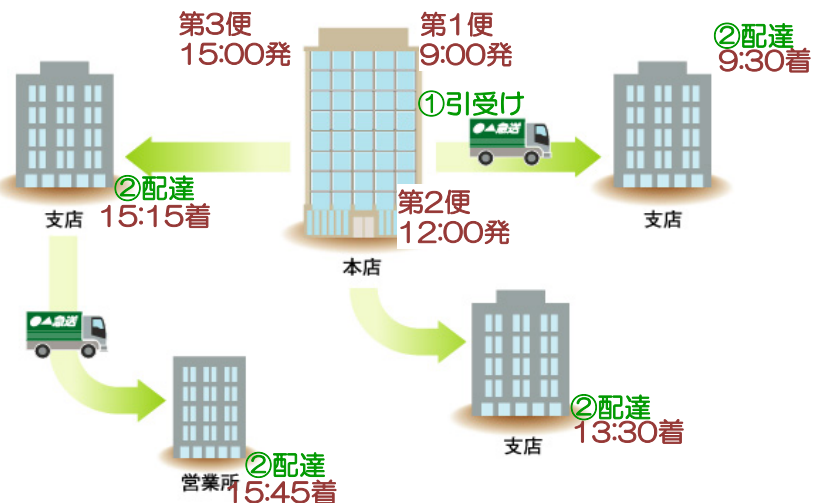
巡回集配サービス

あらかじめ定められたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス

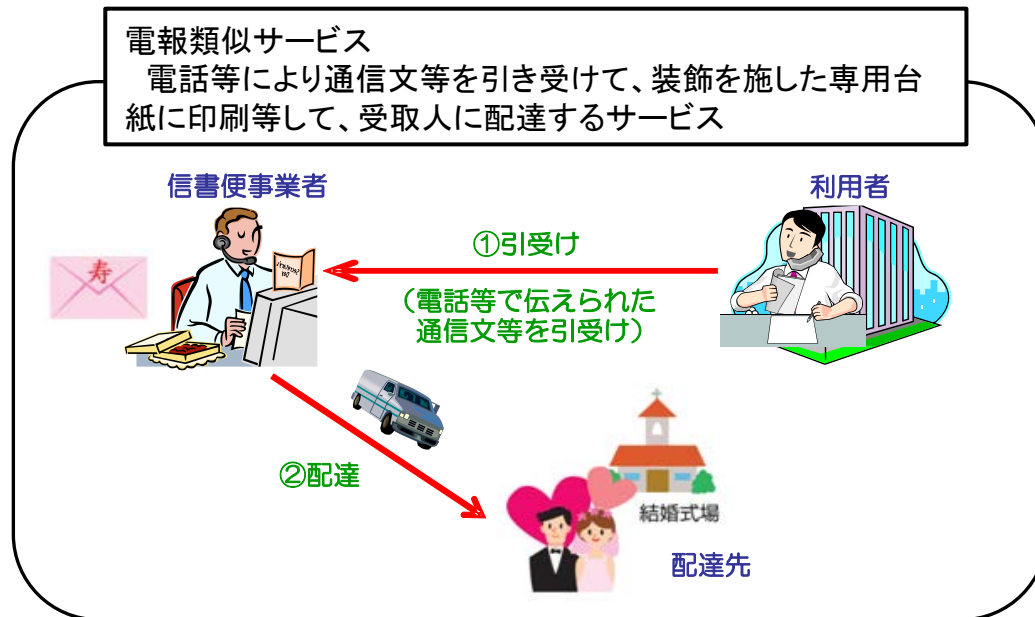
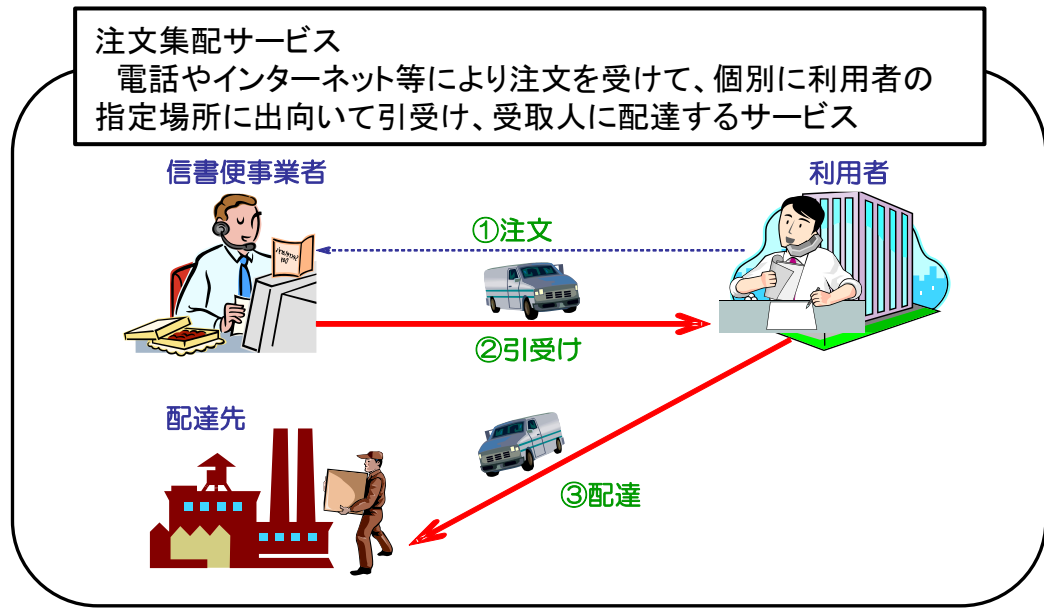
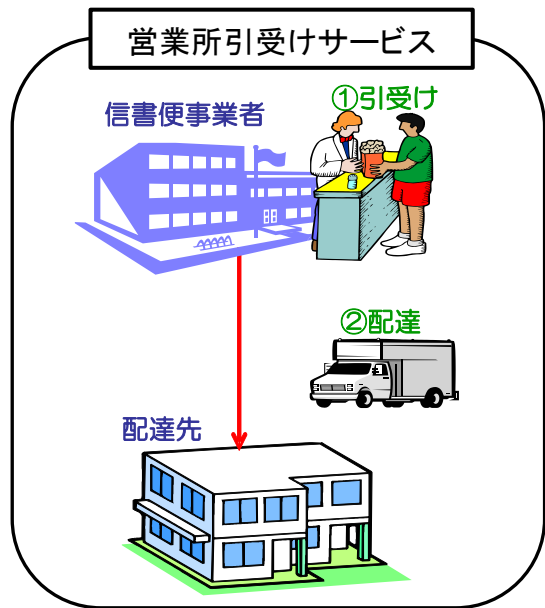


定期集配サービス

あらかじめ定められたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



【参考】提供サービスの概要②



特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった3者について審査した結果の概要は以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号の基準に適合しており、かつ、法第33条において準用する法第8条の許可の欠格事由に該当しないものと認められる。

- 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていること等から、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は郵便受箱へ投函することとされていること等から、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	該当者なし。	—

- 2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	初年度、翌年度とも黒字となる見込である。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との案分による額としており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適
委託	該当者なし。		—

- 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。（法第31条第3号）

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

- 4 欠格事由に該当しないこと。（法第33条において準用する法第8条）

いずれの申請者とも該当なし。

事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった1者について審査した結果の概要は以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号の基準に適合しているものと認められる。

- 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	追加された引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	従前と同様であり変更なし。	—

- 2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	従前と同様であり変更なし。	—
	算出方法	従前と同様であり変更なし。	—
役務内容が 法に適合して いること	従前と同様であり変更なし。		—

- 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。（法第31条第3号）

項目	審査概要	適否
資金	従前と同様であり変更なし。	—
行政庁の許可等	従前と同様であり変更なし。	—